

## ● 編集後記

わが国では超高齢化社会を迎え、医療費抑制の観点から、今年10月からは健康保険法等が改正され、高齢者の窓口負担が増えました。保険薬局の現場には、コスト意識が増した患者さんから、連日、報酬計算や技術料の算定方法について質問や苦言が寄せられています。また、本年4月の投与日数制限の実質撤廃により、外来処方せんの長期投与が増加しています。各地で、1年近い処方日数の処方も出回っているようです。長期に病態が安定している患者さんには大変な朗報ですが、大病院では、定期的にしっかり体をチェックしてもらいたい外来患者までも長期投与されている例が見受けられます。医療のしくみが劇的に変化すれば、それだけ、現場ではいろいろな歪が出て困惑することが多いと思います。逆に入院患者さんの入院日数は最近びっくりするほど短くなりました。病院薬剤師の技術料は、病棟業務以外、依然として業務内容に見合ったように評価されていない感があります。

このような経緯から本号と次号では、報酬改訂について保険薬剤師と、病院薬剤師の立場からそれぞれご執筆願うことになりました。今後は医薬品情報として、薬効・薬理、安全性という情報に加えて、保険と薬剤についての知識や、医療経済学的な知識がより重要になってくるものと思います。

(H.S)